

2 相談 そうだん

(1) 障がい者総合相談支援センター “クローバー”

障がいのある方や、保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待防止や早期発見のための関係機関との連絡調整など権利擁護に必要な援助を行います。

小田原市・下郡3町から委託された相談支援事業者がおだわら総合医療福祉会館内の「障がい者総合相談支援センター」にて、障がい種別を問わず相談を受付けます。

◆ 障がい者総合相談支援センター “クローバー”

所在地 小田原市久野115-2 おだわら総合医療福祉会館内

電話 35-5258 FAX 35-6003

受付 平日・土曜日 午前9時～午後5時（日曜・祝日・年末年始定休）

◆ 委託相談支援事業所

- ① 障害者サポートセンター
- ② 相談支援センター “ういず”
- ③ 曽我病院
- ④ こどもホッと相談カフェ

※ 出張福祉相談会

相談支援事業者が輪番で、毎月第1・第3月曜日の午前10時から正午まで、湯河原町地域福祉センター1号館（たんぽぽ作業所内）で出張福祉相談会を開催しています。気軽にご利用ください。

● 問合せ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎内線 312

(2) 小田原児童相談所

問 小田原児童相談所 ☎32-8000

18歳未満のお子さんのあらゆる問題について、相談に応じています。

児童の心身の発達と障がいについての相談に応じるとともに、判定等を行います。

◆ 相談時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分

※なお、中央児童相談所では、毎日（土日、祝日を含む）

午前9時～午後8時です。☎0466-84-7000

(3) 神奈川県立総合療育相談センター（更生相談所）

乳児から大人までの障がいのある方の療育についての相談や援助をはじめ、医学的・心理学的・職能的な判定、診療所機能を活用した外来や入院での機能訓練や援助を行います。

< 専門スタッフ >

福祉職・心理判定員・医師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士など

◆ 相談時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分（土、日曜、祝日は休み）

● 問合せ 総合療育相談センター ☎0466-84-5700

〒252-0813 藤沢市亀井野3119

(4) 障がい福祉相談員

問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

障がいがある方の福祉制度や生活についての相談に応じ、障がい福祉活動の推進を図っています。町では、3名の相談員が活動しています。

障がい福祉相談員の連絡先等は、社会福祉課障がい福祉係にお問い合わせください。

(5) 民生委員児童委員

問 社会福祉課 社会福祉係 内線313

各地域を担当している民生委員児童委員（主任児童委員）が福祉に対する相談を行っています。担当民生委員児童委員の連絡先等は、社会福祉課社会福祉係にお問い合わせください。

(6) かながわ福祉サービス運営適正化委員会

ケガをしたのに家族に何の報告もない、サービス内容や料金が最初の約束と違う、分かりやすい言葉で説明してくれない、など、福祉サービスを利用している方の苦情相談をお受けしています。

- ◆ 対象者 福祉サービスを受けているご本人・ご家族・代理の方
- ◆ 相談時間 月～金（祝日・年末年始は休み） 午前9時～午後5時15分
- ◆ 相談専用電話 045-317-2200
- 問合せ 神奈川県社会福祉協議会 ☎045-311-1422

(7) 身体障がい者巡回更生相談

問 社会福祉課 障がい福祉係 内線311

小田原市保健センターで補装具の購入・修理の相談をいたします。

毎月第2月曜日（当日が休日の場合は次の月曜日）、事前予約が必要です。

(8) 巡回リハビリテーション事業

問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

乳幼児の早い時期に障がいを発見し、早期療育訓練を行い、障がいの軽減と適切な発達を図ります。県の専門医師・専門職員が、おだわら総合医療福祉会館・真鶴町国民健康保険診療所・湯河原町保健センターへ出向き相談及び訓練を行います。

事前予約が必要です。

(9) 心身障がい児地域訓練会あゆみの会

問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

子供同士のふれあいや親の情報交換の場として、専門の言語聴覚士・指導員が生活習慣の指導・助言を行っています。

- ◆ 対象者 言葉や発達の遅れが心配、お友達と上手に遊べないお子さん等

開催日	場所	利用時間
毎月3回 いずれも水曜日	子育て支援センター ゆたぽん 2階	10:00～11:30 ※10:00～13:00

※ 毎月最後の水曜日は、お弁当持参で13:00まで

(10) 汽車ポッポ親子教室

問 保健センター 健康指導係 ☎内線361

1歳6か月児健診、2歳児歯科検診、3歳6か月児健診等で言葉の遅れや、生活習慣上のご心配のあるお子さんに対して、安定した子育てができるよう支援します。

◆対象者 言葉や発達の遅れが心配、お友達と上手に遊べないお子さん等

開催日	場所	利用時間
毎月第1火曜日	湯河原町保健センター	9:30~11:30

(11) 就学相談

問 教育委員会学校教育課 ☎62-1100 F62-1188

小学校に就学するお子さんの就学相談を実施しています。要予約。

◆対象者 学校生活に不安があるご家族

(12) 聴覚音声言語障がいのある方のためのメール・FAX相談・連絡

●メール110番・ファックス110番

聴覚や言語に障がいのある方のためにメール・ファックスで警察へ通報できます。

◎メール110番 通報アドレス <http://www.kanagawa110.jp>

◎ファックス110番 FAX 0120-110221 (フリーダイヤル)

問 小田原警察署 ☎32-0110

●ファックス119番

火災・救急・災害等の通報は、119をダイヤルしてファックス送信すると消防本部につながります。

★P50「救急医療情報キット」もご利用ください。

問 湯河原町消防本部 ☎60-0119 FAX 63-7666

(13) 神奈川県聴覚障害者福祉センター

聴覚に障がいのある方を対象に、社会適応訓練、日常生活に必要な情報の提供を行うとともに、聴覚に障がいのある幼児の早期訓練も行っています。また、字幕・手話入りビデオソフトの貸し出しや、手話通訳者・要約筆記者の育成などを行っています。

相談に際しては、あらかじめ電話かファックスで予約してください。

休館日は、月曜日、祝日(月曜日が祝日となる場合は火曜日も休館)及び年末年始。

●問合せ 聴覚障害者福祉センター

〒251-8533 藤沢市藤沢933-2

☎ 0466-27-1911 FAX 0466-27-1225

URL <http://www.kanagawa-wad.jp>

(14) 神奈川県ライトセンター

視覚に障がいのある方を対象に、点字・録音などによる情報の提供、点字・録音図書
の貸し出し、日常生活に必要な各種相談・指導、ボランティアの指導育成等を行って
います。また、プール・トレーニングルーム・体育館等の利用ができます。

相談に際しては、あらかじめ電話で予約してください。

休館日は、月曜日、祝日（月曜日が祝日となる場合は火曜日も休館）及び年末年始。

問 ☎045-364-0023 FAX 045-364-0027

〒241-8585 横浜市旭区二俣川1-80-2

URL <http://www.kanagawalc.org/>

(15) かながわ子ども・若者総合相談センター

青少年をとりまく環境が大きく変化する中で、不登校やひきこもり、非行などで
悩んでいる青少年のご家族や関係者からの相談を受付けています。

◆相談時間 火～日 午前9時～12時、午後1時～4時（年末年始を除く）

◆相談専用電話 ☎045-242-8201

問 県立青少年センター ☎045-263-4467

〒220-0044 横浜市西区紅葉ヶ丘9-1

(16) 神奈川県医療安全相談センター

「治療内容の説明がなく不安だ」、「職員への対応が気になる」、「〇〇と診断された
が詳しい内容を知りたい」、など患者や、家族の方などの医療に関する苦情及び心配ご
とへの相談に應じています。

◆相談時間 月～金（祝日・年末年始を除く） 午前10時～12時、午後1時～3時

問 医療安全相談センター ☎045-210-4895 FAX045-210-8856

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 県保健医療部医療課内

(17) 小田原医師会地域医療連携室

かかりつけ医師がいないので、家の近くの医師を知りたい。在宅療養について相談
したい。今すぐ受診したい、この時間診療している病院を教えてくださいなど、相談に
応じます。

◆受付時間 月～土 午前9時～12時、午後1時～5時

※土曜の午後は、医療機関の案内のみ

●問合せ 地域医療連携室（小田原市保健センター内）

☎0465-47-0833 FAX0465-49-3766

(18) まい♡らいふブック まい♡らいふびゅく

障がいをお持ちの方が成長・生活する上で必要な細やかな配慮や理解すべきことなどをまとめ、いつでも誰からでも同じ支援を受けることができ、安心して地域で生活していくための支援ツールです。



ご本人・ご家族が記入して、成長や環境が変わった時などに更新してゆけば、相談機関へ相談する時、必要な支援を整理する時や災害時に役立ちます。

専用ホームページ (http://eikou-kai.or.jp/mylifebook/) からダウンロードできます。

- 問合せ 県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター
(竹の子障害者相談支援センター エール内)
☎0465-46-8368 FAX0465-46-8369

(19) 生活相談 生活保護の相談

生活に困っている人たちに対し、その状況に応じて必要な保護を行う制度です。また生活保護は、あなたの自立の努力を援助する制度です。病気や障がいのため、子どもの養育のため、年をとったため、失業のため収入が無い、医療費、家賃、小学校や中学校の費用が払えないなど、このような方は、小田原保健福祉事務所へご相談ください。

◆生活保護を受けるには

自分のもっている能力(働くこと)、資産(貯金、土地など)、扶養義務者(親、兄弟など)からの援助、その他、あらゆるものを最低限度の生活をするために活用し、なお、生活等に困るときに生活保護が受けられます。

- 問合せ 小田原保健福祉事務所 生活福祉課 ☎32-8000

(20) その他相談について

- ◆就労についてP44 を参照
- ◆虐待防止・人権相談について ...P47 を参照

